



# 毎日の暮らし

## 水道

☎ 水道お客様センター(水道庁舎) ☎32-2758 上下水道部経営管理課(水道庁舎) ☎35-2251 上下水道部水道課(水道庁舎) ☎35-2252

### 水道に関する届け出

●次のときは、速やかに水道お客様センターへ届け出てください。

- ・引っ越してきたとき(開始の申し込み)
  - ・所有者、使用者が変わるとき(名義変更)
  - ・引っ越して行くとき(停止の申し込み)
  - ・水道を取り払うとき(撤去)
- ※用紙は水道お客様センターに準備しています。

### 使用水量の検針

●使用水量の検針は、原則2ヶ月に1度(ただし、メーターの口径50mm以上の加入者は毎月)行います。

●冬期間は積雪のため、検針は行いません。  
なお、検針の妨げにならないように次のことにご注意ください。

- ・メーターボックスの上へ物を置かないでください。
- ・出入口や水道メーターの近くに犬をつながないでください。
- ・家の増改築で、水道メーターが屋内や床下になる場合は、水道課へご連絡ください。

### 水道料金のお支払い

●料金等のお支払い方法

▶口座振替

料金のお支払いは、口座振替をご利用いただくと便利です。毎月27日または17日(休日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とさせていただきます。なお、振替済金額は『水道使用量のお知らせ』に記載していますのでご確認ください。

### 横手市指定給水装置工事事業者

給水装置の工事を行う場合は、横手市が指定する給水装置工事事業者でなければ工事ができないこととなっています。

なお、指定給水装置工事事業者以外が修繕等を行った場合、漏水による減免措置は受けられませんのでご注意ください。

●横手市指定給水装置工事事業者リスト

事業者名	郵便番号	所在地※横手市内事業者	連絡先
<b>横手地域</b>			
石久設備	013-0026	大水戸町5-13	090-7060-4423
山二施設工業(株)横手支店	013-0068	梅の木町15-5	0182-32-1119
(株)イシダ設備	013-0025	寿町11-2	0182-32-0518
横手水道工業(株)	013-0061	平城町6-20	0182-32-1910
(株)岡本産業	013-0004	明永町6-10	0182-32-4172
(有)新栄施設工業	013-0063	婦気大堤字谷地添27	0182-33-2581
荒川施設工業(株)	013-0064	赤坂字荒沼72-2	0182-32-3974
(株)高善	013-0035	平和町5-37	0182-32-2179
(有)小松商店	013-0035	平和町6-12	0182-32-0751
金田設備工業	013-0008	睦成字鶴巻44-143	0182-32-1578
(株)ますだ機工	013-0045	南町26-1	0182-33-2245

### 取り扱い金融機関

北都銀行、秋田銀行、北日本銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、東北労働金庫、秋田ふるさと農業協同組合、ゆうちょ銀行

▶直接納付

口座振替以外の方には、2カ月に1回検針時に納付書を配付しますので、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、全国のコンビニエンスストア・MMK設置店または水道お客様センターでお支払いください。

### 給水設備等の工事

給水装置の工事(新設・改造・修理等)を行う場合は、水道水を使用するみなさんの安全を確保するため、横手市が指定する給水装置工事事業者でなければ工事ができません。

●市内の指定給水装置工事事業者(下記一覧表)

なお、漏水により使用量が増加したときは、減免の対象になる場合もありますので、指定給水装置工事事業者を通じて漏水修理報告書を水道課へ提出してください。

### 安心・便利な「すいすいeねっと」の登録

「すいすいe(イー)ねっと」は、お持ちのスマホやパソコンで上下水道料金や使用水量を確認できるサービスです。使用水量や金額がグラフで表示され、前年同月との比較ができます。使い方により、市内で離れて暮らすご家族の水道使用状況が分かります。詳しくは市HP、『すいすいeねっと』をご活用くださいをご覧ください。



すいすいeねっとの登録はこちらから



毎日の暮らし

事業者名	郵便番号	所在地※横手市内事業者	連絡先
高橋住設	013-0001	杉沢字見入野天狗沢345-2	0182-32-7407
(株)東北カッター施設横手営業所	013-0043	安田字柳堤1-47	0182-33-4788
佐々木水道	013-0049	駅西二丁目2-18	0182-32-6213
三共産業(株)横手支店	013-0042	前郷字下横山52-2	0182-32-3885
伊藤住設	013-0071	八幡字石町48-1	090-3369-1521
よこて水サポ	013-0027	平城町9-20	090-5233-8692
<b>増田地域</b>			
(有)藤原建材店	019-0704	増田町湯野沢字大道添12-4	0182-45-5002
アサヒ電器	019-0701	増田町増田字本町17	0182-45-2537
(株)さとう住設	019-0701	増田町増田字新町72-8	0182-38-8095
長谷川設備工業	019-0701	増田町増田字本町17-5	0182-23-5238
<b>平鹿地域</b>			
(株)高橋設備	013-0102	平鹿町醍醐字上醍醐6-6	0182-25-3311
遠藤設備	013-0105	平鹿町浅舞字道川152-2	0182-24-2550
平鹿設備工業(株)	013-0101	平鹿町上吉田字車長根22-1	0182-24-1561
菊地設備工業(有)	013-0107	平鹿町下吉田字高口69	0182-24-2309
柿崎水道	013-0102	平鹿町醍醐字松館15-5	0182-25-3242
井上管工株式会社	013-0106	平鹿町中吉田字竹原77-1	0182-24-0036
(有)真田設備工業	013-0105	平鹿町浅舞字蛭野285	0182-24-0868
(有)細谷設備	013-0105	平鹿町浅舞字覚町後169-3	0182-24-0159
(株)横手総合設備	013-0102	平鹿町醍醐字大沼下49-2	0182-25-3675
<b>雄物川地域</b>			
佐藤施設工業(株)	013-0205	雄物川町今宿字出向196	0182-22-3133
(有)マツノヤ	013-0212	雄物川町造山字社ノ前2-1	0182-22-4184
(株)吉田建設	013-0481	雄物川町薄井字下開344	0182-23-1116
(有)佐一設備	013-0208	雄物川町沼館字沼館332	0182-22-2094
三浦パイプサービス	013-0205	雄物川町今宿字下谷地69-1	0182-22-4873
貴俵電気設備工業(株)	013-0212	雄物川町造山字造山143-16	0182-22-3365
前澤設備工業	013-0481	雄物川町薄井字薄井68-3	0182-23-1123
<b>大森地域</b>			
(有)佐々木施設工業	013-0503	大森町十日町字西二ツ森49	0182-26-3221
(有)大和工業	013-0552	大森町上溝字船沢203	0182-26-3441
(有)佐藤設備工業	013-0552	大森町上溝字上野216	0182-26-3240
(有)成田設備工業	013-0503	大森町十日町字藤田123	0182-26-4433
<b>十文字地域</b>			
(有)伊藤工業	019-0509	十文字町梨木字家東121-5	0182-42-2418
土田設備工業	019-0513	十文字町植田字東荒屋布2-2	0182-44-3838
(有)松田水道	019-0523	十文字町字十文字52	0182-42-0966
(株)マルサ建設	019-0514	十文字町睦合字川前139-1	0182-44-3232
羽後設備(株)県南支店	019-0509	十文字町梨木字羽場下14-12	0182-42-3721
(有)ビルドワークス	019-0507	十文字町上鍋倉字上掬5-31	0182-23-5660
佐々木管工	019-0513	十文字町植田字沼尻83	0182-44-3701
加藤管業 L . S	019-0515	十文字町谷地新田字根本場42-2	0182-44-3339
(有)畑山施設工業	019-0513	十文字町植田字忍ノ沢120-4	0182-44-3316
(有)マルナカ燃料	019-0503	十文字町西原一番町20	0182-42-3535
東北ヤエガシ	019-0522	十文字町字西上101-6	0182-23-6485
金澤設備工業	019-0508	十文字町十五野新田字増田道東75-8	0183-52-4797
さくら住宅設備	019-0509	十文字町梨木字海道下3-12	0182-42-4333
(株)県南地所	019-0506	十文字町佐賀会字下沖田1-1	0182-42-4232
ミライフ東日本(株)秋田十文字店	019-0505	十文字町仁井田字八萩73-1	0182-42-1455
<b>山内地域</b>			
田代水道工業(株)	019-1108	山内土測字小田41-1	0182-53-2333
川越水道	019-1106	山内平野沢字南相野々94-5	0182-53-2528
<b>大雄地区</b>			
(有)大雄産業	013-0461	大雄字三村東56	0182-52-2021
カマダ設備(株)	013-0429	大雄字宮小路21	0182-52-2560
(株)神谷プラント	013-0461	大雄字三村東56-7	0182-52-3222



## 生活排水処理の取り組み

横手市では、美しい自然を守り、快適な生活環境を作るため、生活排水処理構想を策定し、下水道事業・集落排水事業・浄化槽事業で効率的な環境整備を図っています。

## 下水道・集落排水

問 上下水道部下水道課(水道庁舎) ☎35-2253

### 自然をいつまでも

私たちは、日常生活でたくさんの水を使っています。その汚れた水をそのまま流すと川や海が汚染されるばかりではなく、やがては生活に必要な水を手に入れることが難しくなります。

こうした汚水を集めて処理し、きれいな水によみがえらせ、自然界に戻すのが下水道です。

### 下水道に接続しましょう

下水道が整備された後は、速やかに家庭からの排水を下水道に接続しなければなりません。

早期に下水道に流すための排水設備を設置しましょう。(既存の浄化槽も廃止して下水道に接続しなくてはなりません。)

### 排水設備工事の申し込みは、市の指定工事店へ

水洗トイレ、排水設備の工事は、市の指定を受けた業者でなければ施工することができません。工事の申し込みは指定工事店へ直接申し込んでください。

### 受益者負担金って何？

下水道が整備され、その下水道に接続することによって、悪臭や病害虫の発生を防げるなど、地域に恩恵がもたらされます。この恩恵を受けたみなさんに市が整備した下水道工事費の一部を負担していただくものです。

### 下水道使用料・集落排水施設使用料

問 水道お客様センター(水道庁舎) ☎32-2758  
上下水道部経営管理課(水道庁舎) ☎35-2251

家庭からの排水を下水道へ流せるようになると、流れた水量に応じて下水道使用料等を納めていただくこととなります。

#### ▶口座振替

料金のお支払いは、口座振替をご利用いただくと便利です。毎月27日または17日(休日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とさせていただきます。なお、振替済金額は『水道使用量のお知らせ』に記載していますのでご確認ください。

#### 取り扱い金融機関

北都銀行、秋田銀行、北日本銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、東北労働金庫、秋田ふるさと農業協同組合、ゆうちょ銀行

#### ▶直接納付

口座振替以外の方には2カ月に1回検針時に納付書を配付しますので、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、全国のコンビニエンスストア・MMK設置店または水道お客様センターでお支払いください。

### 下水道に関する届け出

- 下水道を使用・廃止するとき
- 引っ越しをするとき
- 使用者の名義が変わるとき

広告

### 地域の皆様の環境を守る

し尿汲取・浄化槽清掃

## (株)平鹿環境

横手市雄物川町沼館字高畑439番地

TEL.(0182)23-7789

FAX.(0182)23-7803

### 環境美化に貢献する

一般・産業廃棄物収集・運搬・処理・処分  
解体業・し尿汲取・浄化槽清掃

## (株)羽後環境

秋田県横手市雄物川町沼館字高畑439番地

TEL.(0182)22-4191

FAX.(0182)22-4192

一般・産業廃棄物最終処分場

TEL.(0183)62-5583

●排水マス/排水管洗浄

●浄化槽点検/清掃

●貯水槽清掃

●ゴミ収集運搬(事業系)

## (有)横手環境管理サービス

横手市睦成字関根81番地

☎ 33-4006

FAX 33-4025



毎日のくらし



下水道イメージキャラクター・スイスイくん

## 浄化槽

問 上下水道部下水道課(水道庁舎) ☎35-2253

下水道事業区域と集落排水事業区域以外にお住まいの方が、一般家庭に浄化槽を設置する場合、その費用の一部を補助します。

補助金の額は、浄化槽の大きさによって異なりますので下水道課へお問い合わせください。

また、浄化槽の維持管理は設置者個人が行うこととなり、保守点検や清掃、法定検査が義務づけられます。

### 水洗化等改造資金あっせん制度

生活排水を下水道や集落排水施設へ接続する方、または浄化槽を設置する方が金融機関から改造工事資金の融資を受ける場合、融資限度額120万円までの利子を市が補助する制度があります。但し、下水道の供用開始後3年を過ぎた場合の融資限度額は80万円となります。工事着工前の申請が必要です。お気軽にご相談ください。



毎日のくらし

広告

一般・産業廃棄物収集運搬  
ビルメンテナンス(建物清掃等)  
貯水槽清掃  
排水管つまり除去(高圧洗浄)  
グリストラップ清掃  
浄化槽管理

有限会社  
**横手清掃興業**  
横手市睦成字七日市93-1  
☎(0182) 32-4171  
FAX(0182) 32-4192

浄化槽の  
維持・管理の  
ご用命は

**(有)伊藤環境サービス**  
横手市十文字町腕越字石倉91-4  
TEL 0182-42-3707  
FAX 0182-42-4454

- し尿汲み取り
- 浄化槽保守点検および清掃
- 飲料水貯水槽清掃
- 排水管洗浄
- 一般・産業廃棄物収集運搬

**合資会社 大森産業**  
代表 佐々木 拓郎  
横手市大森町大中島308-2  
TEL.0182-26-3173  
FAX.0182-26-2660



# ごみ

問 市民福祉部生活環境課(本庁舎) ☎35-2184

## ごみの出し方

ごみは決められた場所に収集日の8:00までに出してください。

ごみの種類	分別区分	対象物
燃やすごみ	燃やすごみ	生ごみ、紙類、布類、プラスチック製品、ゴム・皮革類、草木類など。
燃やさないごみ	燃やさないごみ	蛍光灯・電球、エアゾール缶、ライター、傘など。
資源物	飲食品用缶	飲食物が入っていたスチール缶やアルミ缶。
	古紙	新聞紙、雑誌、雑紙、段ボールなど。
	衣類	衣類。(下着は燃やすごみへ)
	ペットボトル	飲料用ペットボトル。
	プラスチック製容器包装類	食品などの包装用資材・袋類、洗剤などのボトル・チューブ類。
	小型家電	デジタルカメラ、携帯電話、ゲーム機等の電池または電気で動くもの
	電池	電池(充電式電池及びボタン電池も可能)
	ガラス、せともの	陶磁器類、ガラス製品。
	金属類	金属製の調理器具など。
びん類	飲食用の無色透明びん、茶色びん、その他色びん。	
生ごみ	家庭から排出される調理くずなど。(大雄地域のみ)	

※詳しくは各家庭に配布されている「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。ごみの分別方法については、市ホームページ(HPページ番号1002863)にも掲載しております。

「横手ごみ分別アプリ」のダウンロードはこちらから(アプリは無料ですが通信料がかかる場合があります)



iOS8.0以降



Android4.0以降

## 収集できないもの

- タイヤ
- 消火器
- バッテリー
- ガスボンベ
- 農機具
- オートバイ
- ホイール
- 建築廃材
- 薬品
- 廃油
- コンクリートブロック
- 農業用ビニール等農業用資材
- 塗料

・上記の収集できないものについては、購入した販売店や専門業者に引き取ってもらってください。

## 常設型資源回収ステーションをご利用ください

曜日にとらわれず無料で資源ごみ(古紙類・衣類)を出すことが出来ます。

### 1. 設置場所及び利用可能時間

- ・大雄地域局 8:30~17:00
- 土日祝日も利用可能です。

- ・クリーンプラザよこて 8:30~16:30

営業日(1月1日~3日を除く月~土曜日及び第3日曜日)のみ利用可能です。

### 2. 出すことが可能な資源ごみ

対象となる資源ごみ	ルール
古紙類 (新聞紙類・雑誌類・段ボール類)	1. 種類ごとに紙ひもでしばって出してください。 2. 「新聞紙類」・「雑誌類」・「段ボール類」とそれぞれ看板を提示していますので、指定の場所に置いて下さい。
衣類	1. 中身の見える袋に入れるか、ひもでしばって指定の場所に置いて下さい。 2. 肌着や下着類は燃やすごみに出してください。汚れているものやリサイクルしたくないものも燃やすごみに出してください。 3. 布団類は出すことができません。燃やすごみまたは粗大ごみに出してください。

### ●利用上の注意点

- ・家庭からでるごみに限ります(事業所からのごみは出せません)。
- ・設置場所及び対象となる資源ごみは、令和5年5月1日時点の内容です。今後、管理運営の都合上、予告なしに利用することが出来なくなる場合があります。

広告

## 持込現金高価買取

税金 企業から一般家庭まで 不要なスクラップは 安心して当社にお任せ下さい!

バイク	7/8インチタイヤ等	草刈機	チェーンソー	発電機	耕運機	コンバイン	トラクター
鉄スクラップ	アルミサッシ	銅	一本線	雑線、VA	自動車/バッテリー	廃車	除雪機

**東興金属株式会社**  
〒013-0053 秋田県横手市外目字三ツ塚山159-7  
☎0182-23-5958  
http://toukoukinzoku.com/  
秋田県公安委員会許可 第231230000840号

環境美化に貢献する

一般・産業廃棄物収集・運搬・処理・処分  
解体業・し尿汲取・浄化槽清掃

## (株)羽後環境

秋田県横手市雄物川町沼館字高畑439番地  
TEL.(0182)22-4191  
FAX.(0182)22-4192

一般・産業廃棄物最終処分場  
TEL.(0183)62-5583

毎日のくらし



## 使用済み家電製品(リサイクル対象家電)の出し方

### ●対象となる家電製品

- テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)
- 冷蔵庫(冷凍庫) ○洗濯機
- エアコン(室外機含む) ○衣類乾燥機

### ●出し方

横手市では、リサイクル対象家電製品を収集しません。出し方は、次の2通りの方法があります。

1. 購入店、販売店に相談し、処理をお願いします。  
※買い換え時や購入店が明らかな場合。
2. 郵便局で「家電リサイクル料」を専用振替用紙で納付し、日本通運(株)横手支店営業課(横手市杉沢字中杉沢424 ☎35-4151)へ直接搬入する。  
※営業時間は平日9:00~17:00となります。(年末年始、日・祝日は除くが、土曜日は不定期のため要相談)

### ●家電製品のリサイクル料金

リサイクル料金は各メーカーやサイズによって異なりますので下記にお問い合わせください。

一般財団法人家電リサイクル券センター ☎0120-319-640

### ●使用済みパソコンの処理について

使用済みパソコンを処理する場合は、各メーカーにお問い合わせください。なお、自作パソコン、倒産メーカーなど回収するメーカーのないパソコンについては下記までお問い合わせください。

「パソコン3R推進協会」 ☎03-5282-7685

ホームページ: <https://www.pc3r.jp>

また、横手市では、青色コンテナボックスに収まるノートパソコンやパソコン部品は「小型家電」の日にも収集します。(CRTモニターを除く)

青色コンテナボックスに入りきらないものは「粗大ごみ」扱いとなります。

### ●「こでん」回収にご協力ください

「こでん」とは、電気や電池で動く家庭用小型家電製品のことで。

例) 携帯電話、携帯ゲーム機、カメラ、充電器等

回収ボックスは下記の場所に設置されていますので、リサイクルへのご協力をお願いします。なお、「こでん」は集積所でも月1回「小型家電」の日に回収しています。

〈こでん回収ボックス設置場所〉

横手市役所本庁舎、各地域局

※こでん回収ボックスは、大きさの制限(25cm×15cm以下)がありますのでご注意願います。

## 粗大ごみの出し方

粗大ごみの出し方は、次の2通りの方法があります。

1. クリーンプラザよこてへ直接持っていく  
※事前連絡等は不要です。計量後10kg130円の料金をお支払いいただきます。
2. 粗大ごみの日に収集してもらう  
※12月~3月は収集しません。
  - ①収集予定日の10日前までに横手環境協議会(☎38-8005)に電話してください。  
【受付時間】8:30~17:00(平日)
  - ②電話で住所、氏名、電話番号、品目、重さ、大きさ、個数を教えてください。担当者から、収集日、品目の手数料をお知らせします。
  - ③粗大ごみ収集券取扱店(指定ごみ袋販売店)で手数料分の収集券を購入し、粗大ごみに貼り、収集日の8:00までに玄関前または指定された場所に出してください。



### 広告

- 産業・一般廃棄物収集運搬
- 浄化槽維持管理・清掃
- ゴミのかたづけ
- トイレ・排水管のつまり
- グリストラップ清掃
- レンタルトイレ ●側溝の掃除

おまかせください

## (有)平鹿清掃興業

本社 ☎ 0182-42-0575

FAX 0182-42-0576

横手市十文字町腕越字石倉37

増田(営) ☎ 0182-45-4705

横手市増田町増田福嶋79-6



## クリーンプラザよこてのご案内

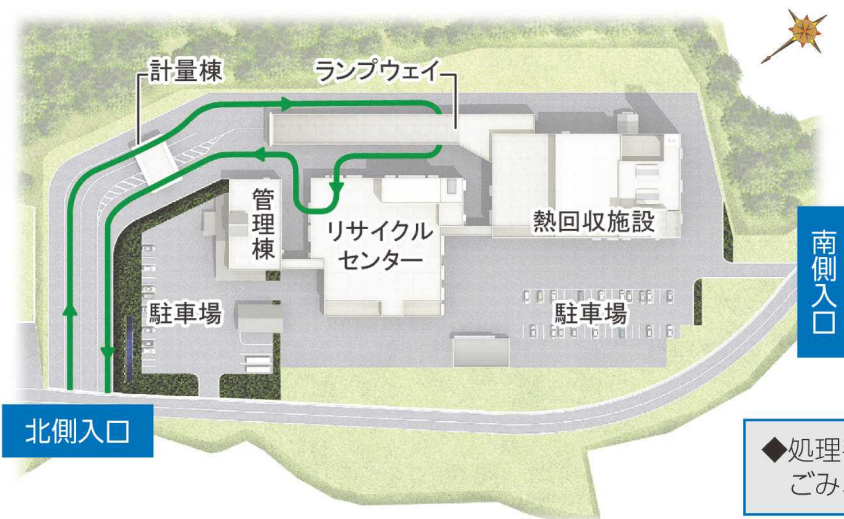
- 名称 クリーンプラザよこて
- 所在地 横手市柳田字中村126
- 電話番号 0182-23-6146
- 案内図



持ち込みの方は北側・南側のどちらの入口からでも入場することができます。

### ●持ち込みの方法

- ①計量棟で車両ごとごみの重さを量り、ICカードを受け取ります。
- ②緑色の通路を走行してリサイクルセンターに入り、持ち込んだごみを全て降ろします。
- ③再度計量棟に行きICカードを渡した後、処理手数料を支払って終了です。



- ▶搬入時間 8:30から16:30まで
- ▶搬入日 毎週月曜日から土曜日及び第3日曜日  
※ただし1月1日～3日は搬入できません

◆処理手数料は10kgあたり130円(税込)で、粗大ごみ、一般ごみ、事業系ごみ全て一律料金です。

## 公害等でお困りのとき

環境に対する公害等の暮らしの中での困りごとは、お住いの地域の地域市民サービス課(横手地域は生活環境課)までご相談ください。

- 問 市民福祉部生活環境課(本庁舎) ☎35-2184  
各地域局市民サービス課(横手地域局は生活環境課へ)
- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 増田地域局 ☎45-5514  | 平鹿地域局 ☎24-1114 |
| 雄物川地域局 ☎22-2156 | 大森地域局 ☎26-2115 |
| 十文字地域局 ☎42-5114 | 山内地域局 ☎53-2933 |
| 大雄地域局 ☎52-3905  |                |



# 飼い犬・動物

## 犬を飼うときの「2つの義務」

- 問** 市民福祉部健康推進課(横手保健センター) **33-9600**  
 各地域局市民サービス課(横手地域局は健康推進課へ)
- |        |          |       |          |
|--------|----------|-------|----------|
| 増田地域局  | ☎45-5514 | 平鹿地域局 | ☎24-1114 |
| 雄物川地域局 | ☎22-2157 | 大森地域局 | ☎26-2115 |
| 十文字地域局 | ☎42-5114 | 山内地域局 | ☎53-2933 |
| 大雄地域局  | ☎52-3905 |       |          |

犬を飼うときは、「生涯に一度の登録」と「毎年1回の狂犬病予防注射」が義務付けられています。

### ①犬を飼い始めたら、登録をしましょう

- (生後90日を過ぎた犬が対象となります)  
 [登録手数料: 1頭3,000円]  
 ・交付された鑑札を首輪にしっかり付けてください。室内犬も同様です。  
 ・飼い主や所在地などに変更があった場合は、登録事項変更届(無料)が必要です。  
 ・犬が亡くなったときは死亡届(無料)が必要です。

### ②狂犬病予防注射を年1回必ず受けましょう

- [予防注射料: 1頭3,500円(内注射済票代550円)]  
 ・横手市では、集合注射を行っています。  
 ・集合注射を受けられない場合は、獣医師のもとで、個別に注射を受けてください。  
**▶ 個別注射実施協力獣医師(令和5年4月現在)**  
 平田動物病院(大町) ☎33-7711  
 パステル動物病院(前郷) ☎38-8012  
 武田浩輝(平鹿町下吉田) ☎24-2863  
 藤島動物診療所(十文字町睦合) ☎090-1060-4250  
 ・料金、開業時間等は直接お問い合わせください。  
 ※鑑札や注射済票をなくした場合は再交付となります。  
 [再交付手数料: 登録鑑札1,600円、注射済票340円]

## ペットが飼えなくなったとき

- 問** 秋田県横手保健所 ☎32-4005  
 秋田県動物愛護センター ☎018-827-5051

やむを得ずペットを飼うことができなくなった場合は、新しい飼い主を見つけて譲渡するよう努めてください。どうしても見つからない場合には、横手保健所または秋田県動物愛護センターにご相談ください。

## 死んだ動物について

- 問** 市民福祉部生活環境課(本庁舎) ☎35-2184  
 各地域局市民サービス課(横手地域局は生活環境課へ)
- |        |          |       |          |
|--------|----------|-------|----------|
| 増田地域局  | ☎45-5514 | 平鹿地域局 | ☎24-1114 |
| 雄物川地域局 | ☎22-2156 | 大森地域局 | ☎26-2115 |
| 十文字地域局 | ☎42-5114 | 山内地域局 | ☎53-2933 |
| 大雄地域局  | ☎52-3905 |       |          |

### ●飼っているペットが亡くなったとき

ペットの火葬・埋葬を希望する場合は、民間施設をご利用ください。  
 市の施設では現在火葬を行っておりません。なお、お骨が不要の場合はクリーンプラザよこて(☎23-6146)で一般廃棄物としての受け入れを実施しております。搬入される場合は事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

### ●動物の死骸を見つけたとき

飼い主不明の動物死体が路上に放置されている場合は、お住まいの地域の地域局市民サービス課(横手地域は生活環境課)へご連絡ください。  
 なお、私有地の敷地内にあるものは、土地所有者が処分することになります。処分方法については、各地域局市民サービス課または生活環境課までお問い合わせください。(燃やすごみ袋に入る場合は、燃やすごみの日に出すことも可能です。)

広 告



**パステル動物病院**  
 PASTEL ANIMAL HOSPITAL  
 院長 竹田正浩



**犬猫診療・入院 ペットリミング・ホテル**  
 ■ 診察時間 9:30~12:30 / 15:00~19:00  
 ■ 休診日 火曜日・祝日・土曜午後 (18:30受付終了)  
 横手市前郷字上在家70-1 ☎38-8012

(動物取扱業登録証(動-18-26))  
 ・登録の年月日 平成22年3月4日  
 ・登録更新の年月日 令和 2年2月4日  
 ・有効期間の年月日 令和 7年3月3日  
 ・登録にかかる動物取扱業の種別 保管  
 ・責任者 竹田ゆかり







## 道路・河川・法定外公共物

### 道路・河川等の境界

道路・河川に接する土地を登記事務などで測量する場合や、境界付近を工事する場合は土地の境界確定が必要になることがあります。境界を確定したいときは、道路・河川・法定外公共物の管理者へお問い合わせください。

市道・準用河川に接する土地の境界確定をしたいとき

各地域局地域課産業建設係（横手地域局は建設係へ）

横手地域局 ☎32-2725	増田地域局 ☎45-5515
平鹿地域局 ☎24-1118	雄物川地域局 ☎22-2187
大森地域局 ☎26-2116	十文字地域局 ☎42-5119
山内地域局 ☎53-2934	大雄地域局 ☎52-2111

法定外公共物に接する土地の境界確定をしたいとき

建設部建設課（県平鹿地域振興局庁舎）☎32-2406

国道（13号以外）・県道、一・二級河川（十文字出張所の管轄を除く）に接する土地の境界確定をしたいとき

秋田県平鹿地域振興局建設部用地課用地・管理班  
☎32-6208

国道13号に接する土地の境界確定をしたいとき

国土交通省湯沢河川国道事務所

・安本御所野より北については

国土交通省湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所  
☎0187-63-2157

・安本御所野より南については

国土交通省湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所  
☎0183-72-1661

一級河川、雄物川、成瀬川（成瀬頭首工より下流）、皆瀬川（戸波橋より下流）に接する土地の境界確定をしたいとき

国土交通省湯沢河川国道事務所十文字出張所  
☎42-0109

### 道路・河川等の占用

道路や水路に管類等の埋設や通行橋、看板、建設足場等の設置など、やむを得ず道水路を占用するときは許可が必要となりますので、申請手続きをしてください。

市道・準用河川に通行橋、配水管、看板、建設用足場等を設置するとき

各地域局地域課産業建設係（横手地域局は建設係へ）

横手地域局 ☎32-2725	増田地域局 ☎45-5515
平鹿地域局 ☎24-1118	雄物川地域局 ☎22-2187
大森地域局 ☎26-2116	十文字地域局 ☎42-5119
山内地域局 ☎53-2934	大雄地域局 ☎52-2111

法定外公共物に通行橋、配水管、看板、建設用足場等を設置するとき

建設部建設課（県平鹿地域振興局庁舎）☎32-2406

国道（13号以外）・県道、一・二級河川（十文字出張所の管轄を除く）に通行橋、配水管、看板、建設用足場等を設置するとき

秋田県平鹿地域振興局建設部用地課用地・管理班  
☎32-6208

国道13号に配水管、看板、建設用足場等を設置するとき

国土交通省湯沢河川国道事務所

・安本御所野より北については

国土交通省湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所  
☎0187-63-2157

・安本御所野より南については

国土交通省湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所  
☎0183-72-1661

一級河川、雄物川、成瀬川（成瀬頭首工より下流）、皆瀬川（戸波橋より下流）で看板、建設用足場等を設置するときや河川敷地を利用するとき

国土交通省湯沢河川国道事務所十文字出張所  
☎42-0109

## 住宅・土地

### 市営住宅へ入居したいとき

問 横手市営住宅サービスセンター ☎23-5073

#### ●入居申込の流れ

- ①市報・ホームページ等で入居募集をお知らせ
- ②窓口で面談（申込資格の確認）
- ③申込書を提出（郵送不可）  
（申込多数の場合は抽選）

※入居についての相談は随時受け付けます。

#### ●申込資格（詳しくはお問い合わせください）

- 同居しようとする親族がいること（60歳以上の方、障がいのある方（常時介護が必要な場合を除く）、DV被害者の方は単身で申込できます）
- 現在住宅に困っていることが明らかであること
- 所得が基準内であること
- 税金の滞納が無いこと
- 連帯保証人2名を用意できること
- 暴力団員でないこと
- 市内の市営住宅または県営住宅に入居していないこと

#### ●家賃

入居者の所得額によって異なります。

#### ●特定公共賃貸住宅や定住促進住宅について

市営住宅とは申込資格等が異なります。詳しくは横手市営住宅サービスセンターまでお問い合わせください。



## 建築物(住宅等)を建築・解体するとき

問 建設部建築住宅課(県平鹿地域振興局庁舎) ☎35-2224

### ●建築確認申請について

- 新築 地域、面積、用途に関係なく申請が必要です。
- 増改築 床面積の合計が10㎡を超える場合に申請が必要です。(ただし、準防火地域内については面積に関係なく必要です)
- 必要書類  
建築確認申請書(正・副)、建築計画概要書、建築工事届等
- 建築確認申請の手数料  
床面積の合計によって異なりますので、担当課までお問い合わせください。ホームページでもご覧いただけます。

### ●建設リサイクル法の手続きについて

建築物(住宅等)を解体する場合など、工事に着手する日の7日前までに建設リサイクル法に基づく届出を行わなければなりません。

対象となる工事	規模の基準
解体工事	床面積の合計 80㎡以上
新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
修繕・模様替等工事 (リフォーム等)	請負代金の額 1億円

### ●建築物除却届について

建築物(住宅等)の解体する床面積が10㎡を超える場合は建築物除却届の提出が必要です。

## 開発行為、建築等の届出 51ページ参照

## 農地の権利移動・転用 51ページ参照

## 文化財所在地の確認について

問 教育総務部文化財保護課(条里南庁舎) ☎32-2403  
遺跡調査事務所(平鹿町浅舞字釜池175) ☎24-3480

土地開発計画時には、あらかじめ文化財の所在情報についてご確認ください。文化財保護のため手続きが必要になる場合もあります。

## 大規模な土地の取引をしたとき

問 総務企画部経営企画課(本庁舎) ☎35-2164

### ●一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定の面積を超える土地の取引をした場合、土地の買主は国土利用計画法に基づき、市への届出が必要になります。

#### ▶届出が必要な土地取引の種類

売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など

#### ▶届出が必要な土地の面積

①都市計画区域内 ⇒ 5,000㎡以上

②都市計画区域外(山林など)⇒10,000㎡以上

※平成22年7月から都市計画区域が横手市内の平坦部一帯に拡大されました。拡大にともない、届出が必要になる場合もあります。

#### ▶届出期限

契約締結日を含めて2週間以内

## 土地の分譲

問 若松団地 増田地域課 ☎45-5510  
ニュータウン宝電 十文字地域課 ☎42-5111  
財務部財産経営課 ☎35-2168

### ●申し込み方法

分譲申込書に本人および入居予定者全員の住民票を添えて申し込んでください。

### ●分譲地購入の主な条件

- 分譲の対象者は土地に定住しようとする者、またはその親族に限ります。
- 居住するための住宅(一般住宅または併用住宅)を建築してください。
- 契約締結から10年間は転売、貸付、所有権移転登記(相続による場合を除く)はできません。
- し尿および生活排水は住宅建築と同時に下水道に接続してください。
- 土地の管理および住宅等の建設については、当該地域の景観を損なうことのないよう十分配慮してください。

分譲地名	住所
若松団地	増田町増田字若松
ニュータウン宝電	十文字町宝電二丁目

## 市有地の売却

問 財務部財産経営課(条里南庁舎) ☎35-2168

市では、利用予定のない土地を一般競争入札または先着順にて売却しています。詳しくは、【市報よこて】または【横手市ホームページ】をご覧ください。